令和７年（2025 年）６月１０日
総　務　委　員　会　資　料
総　務　部　総　務　課

（第５６号議案）

株式会社まちづくり中野２１の株主総会における議決権の行使について

株式会社まちづくり中野２１（以下「まちづくり中野２１」という。）は、借入金返済に係る資金確保のため、新株の発行を行うことを予定している。

それにあたり、まちづくり中野２１の定款に定める発行可能株式総数を変更することについて、区は株主総会において賛成の議決権を行使する。

株式会社まちづくり中野２１定款新旧対照表

変更案	現行
第１章　（略）	第１章　（略）
第２章　株式	第２章　株式
第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は 100,101 株とし、そのうち普通株式を 96,100 株、甲種優先株式を 4,000 株、Ｃ種優先株式を 1 株とする。	第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は 14,101 株とし、そのうち普通株式を 10,100 株、甲種優先株式を 4,000 株、Ｃ種優先株式を 1 株とする。
第６条～第９条　（略）	第６条～第９条　（略）
第３章～第５章　（略）	第３章～第５章　（略）

【新株発行の概要】

１　中野区に割り当てられる募集株式
　普通株式　８６，０００株

２　募集株式の払込金額
　１株につき金５０，０００円

３　金銭の払込期日
　令和７年７月３０日